

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例 の改正について（議案第 5 4 号）

建築指導課

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正に伴い、条例の全部改正を行う。

2 主な内容

- (1) 消費性能適合性判定に係る手数料の額を定める規定について、既存の手数料に加え、新たにその対象となる 1 戸建ての住宅、共同住宅等及び複合建築物の住宅部分並びに非住宅建築物（床面積が 3 0 0 平方メートル未満のもの）に係る手数料の額を定める。
- (2) 消費性能向上計画の認定の申請に係る手数料の額を定める規定について、既存の手数料に加え、誘導性能・仕様併用基準が適用される 1 戸建ての住宅、共同住宅等及び複合建築物の住宅部分に係る手数料の額を定める。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日